

平成31年度

水質検査計画

片品村簡易水道事業

水質検査計画とは

水質検査は、水道水が水質基準に適合し、安全であることを確認するために不可欠であり、水道水の水質管理において最も重要なものです。

この水質検査計画は、水道法施行規則により水源の種別、過去の水質検査結果、水源周辺等について総合的に検討し、検査地点、検査項目、及び検査頻度ならびに公表の方法等を定めたものです。

水質検査計画内容

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
3. 水源状況と原水及び浄水の水質
4. 検査地点
5. 検査項目及び検査頻度
6. 臨時の水質検査
7. 水質検査の方法（自己／委託の区別）
8. 水質検査計画及び検査結果の公表

1. 基本方針

- ① 採水場所は水質基準で適用される蛇口（給水栓）及び、水源で実施します。
- ② 水質検査項目は、水道法で義務づけられている水質基準項目及び水質管理上、必要と判断した項目について実施します。
- ③ 検査頻度は、色及び濁り、残留塩素は毎日実施し、水質基準項目のうち必要とされる項目については毎月実施します。また、水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針に基づく検査も適切な頻度で実施します。

2. 水道事業の概要

① 給水状況

区 分	内 容
事業体の名称	片品村簡易水道事業
給水区域	片品村内
計画目標年度	平成31年度
計画給水人口	7,027人
計画一日最大給水量	4,629m ³

②浄水施設の概要

中央簡易水道

配 水 池 名	水 源	処 理 方 式
須賀川配水池 須賀川地内	湧水	塩素消毒のみ
菅沼配水池 菅沼地内	湧水	塩素消毒のみ
築地配水池 築地地内	湧水	塩素消毒のみ
下平配水池 下平地内	湧水	塩素消毒のみ
鎌田配水池 鎌田地内	湧水	塩素消毒のみ

穴 沢 配 水 池	湧 水	塩 素 消 毒 の み
穴 沢 地 内		
上 小 川 配 水 池	湧 水	塩 素 消 毒 の み
上 小 川 地 内		

南部簡易水道

配 水 池 名	水 源	処 理 方 式
花 咲 配 水 池	湧 水	塩 素 消 毒 の み
登 戸 地 内		

栗生簡易水道

配 水 池 名	水 源	処 理 方 式
栗 生 配 水 池	湧 水	塩 素 消 毒 の み
栗 生 地 内		

針山簡易水道

配 水 池 名	水 源	処 理 方 式
針 山 配 水 池	湧 水	塩 素 消 毒 の み
針 山 地 内		

北部簡易水道

配 水 池 名	水 源	処 理 方 式
越 本 配 水 池	湧 水	塩 素 消 毒 の み
越 本 地 内		
中 里 配 水 池	湧 水	塩 素 消 毒 の み
中 里 地 内		
新 井 配 水 池	湧 水	塩 素 消 毒 の み
新 井 地 内		
土 出 配 水 池	湧 水	塩 素 消 毒 の み
伊 関 町 地 内		
古 仲 配 水 池	湧 水	塩 素 消 毒 の み
古 仲 地 内		

戸倉簡易水道

配 水 池 名	水 源	処 理 方 式
戸 倉 配 水 池	湧 水	塩 素 消 毒 の み
戸 倉 地 内		

3. 水源状況と原水及び浄水の水質

原水は、すべて湧水で、水源の周辺に汚染源はなく、汚染要因も特にな

く水質は安定しています。

浄水方法は、消毒滅菌のみです。浄水は水質基準をすべて適合しており、安全で良質な水道水と言えます。

4. 検査地点

検査地点については、下記のとおり原水および配水系等ごとに実施します。

原 水 (水源)		浄 水 (給水栓)
配 水 池	採 水 場 所	採 水 場 所
須賀川配水池	水源	管末
菅沼配水池	水源	管末
築地配水池	水源	管末
下平配水池	水源	管末
鎌田配水池	水源	管末
穴沢配水池	水源	管末
上小川配水池	水源	管末
花咲配水池	水源	管末
栗生配水池	水源	管末
針山配水池	水源	管末
越本配水池	水源	管末
中里配水池	水源	管末
新井配水池	水源	管末
土出配水池	水源	管末
古仲配水池	水源	管末
戸倉配水池	水源	管末

5. 検査項目及び検査頻度

水質基準項目の検査は、下記のとおり実施します。

① 毎日検査項目

下記3項目については1日に1回の検査を実施します。

色、濁り、残留塩素

② 毎月検査項目

下記の9項目については1ヶ月に1回の検査を実施します。
一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物（TOC）PH値、味、臭気
色度、濁度

- ③ 水質基準項目／概ね3ヶ月に1回の検査項目を実施します。
概ね3ヶ月に1回検査する項目は消毒副生成物の12項目です。
シアン化物イオン及び塩化シアン、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、
ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、
トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、
ホルムアルデヒド、
- ④ 水質基準項目／年間1回
浄水基準51項目検査
原水基準39項目検査
- ⑤ その他の項目
指標菌検査／大腸菌・嫌気性芽胞菌
クリプトスポリジウム等の指標として、毎年4回実施します。
放射性物質検査
水道水中の放射性物質の国からのモニタリング方針に基づき実施します。

6. 臨時の水質検査

水道水が水質基準に適合しないおそれがある、次のような場合に、臨時の水質検査を行います。

- ① 水源の水質が著しく悪化した場合
- ② 水源及び、浄水施設に異常が場合
- ③ 水源周辺等において、消化器系感染症が流行している場合
- ④ その他、特に必要があると認められた場合

7. 水質検査の方法（自己／委託の区別）

水質検査は、毎日検査以外、厚生労働省大臣登録検査機関へ委託して実施します。

検査方法は、厚生労働省が定め水道水の検査方法「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」によって行います。

なお、本年度につきましては社団法人群馬県薬剤師会に検査を委託します。

8. 水質検査計画の公表

計画についてはホームページで、検査結果等については片品村役場にて閲覧により公表しています。片品村役場農林建設課水道係にご照会下さい。

〒378-0498

片品村役場 農林建設課

上下水道係

電話 0278-58-2111

電話(直通) 0278-58-2114

FAX 0278-58-2110